

## ↳ 類似業種比準価額の計算方法

**Q** : 類似業種比準価額を計算する際に必要となる標本会社から除外する会社が明らかにされたようですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 上場が廃止される会社や前年の中途に上場した会社などは除外することが明らかにされました。

### 【解説】

標本会社から除外することとされた会社は、次の会社です。

- ① 平成20年中に上場が廃止される見込の会社
- ② 前年中途(平成19年2月以降)に上場した会社
- ③ 1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額のいずれか2以上が0又はマイナスである会社  
3要素のうち過半を欠くような会社を含めて類似業種の株価を計算することは不適当と考えられることから除外することとされています。
- ④ 資本金等の額が0又はマイナスである会社
- ⑤ 設立後2年未満の会社

1株当たりの配当金額は、直前期末以前2年間の剰余金の年配当金額の平均ですが、設立後2年未満の会社は2年分の配当金の平均が計算できず、類似業種の1株当たりの配当金額が求められないことから除外することとされています。

